【普通株式】

会行音 株式会社名百選択子 株式会社名百選択行 会行音 株式会社名百選択行 会行音 株式会社名百選択行 会行音 株式会社名百選択行 会行音 株式会社名百選択行 会別のために付された書号、記号その他の符号 一本 表記表に単元する手段(その他が着工人に認達手段に限る。) 規則しの改変い 一本 表記表に単元 表記表に関係の第分に係る基礎項目の紹 普通株式等Tiori質本に係る基礎項目の紹 音通株式等Tiori質本に係る基礎項目の紹 音通株式等Tiori質本に係る基礎項目の紹 の算人に係る数別い 音通株式等Tiori質本に係る基礎項目の紹 音通株式等Tiori質本に係る基礎項目の紹 音通株式等Tiori質本に係る基礎項目の紹 音通株式等Tiori質本に係る基礎項目の紹 音通株式等Tiori質本に係る基礎項目の紹 音通株式等Tiori質本に係る基礎項目の紹 音通株式等Tiori質本に係る基礎項目の紹に算入された版 金融目の資水上半平 全立22、089百万円 単体自定費本比半 全立22、720百万円 単体自定費本比半 全立22、720百万円 単体自定費本比半 全立22、720百万円 単体関係が関係 株主資本 本・ 株主資本 本・ 株主資本 本・ 本・ 本・ 本・ 本・ 本・ 本・		等通株式】 CA 克马洛大等 A 到法式现在现在,现在是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个				
2						
3 序数法 国内法 33 外国法令に承載する手段(その他外部TLAC調達手段に限る。) 規制しの取扱い 4 原土・日本年二月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への第人に係る都強力 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額への第人に係る都強力 6 日の資本上年の草川上されて自己資本に集く基礎項目の額への第人に係る都提別目の額に算入された額 建産性の運用に対して自己資本に業業 株式会社名古屋銀行 7 超標、名称又は種類 書通株式 222、089百万円 2 表示と心科目の区分と表現認識性の対象を表現の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表			株式去社石口座頭1]			
外国法令に準拠する手段(その他外部TLAC調達年段に覆る。)						
規制上の取扱い			国内法			
# 平成二十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の紹への算人に係る基礎項目の紹の算人に係る数数がの算人に係る基礎項目の紹への算人に係る数数がありません。	3a					
### 銀一の算入に係る取扱い						
5 の意义に係る政权) 普通株式会社名店屋原行 6 自己資本比率の算出において自己資本に募入する者 株式会社名店屋原行 2 経病、名称又は種類 222、089百万円 2 経済、名称又は種類 212、720百万円 9 額面鉛額	4		普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額			
7 銘柄、名称文は種類 普通株式 8 直見末に係る基礎項目の額に第入された額 222、089百万円 連輪日之資本比率 212、720百万円 6 額面配額 - 7 表示される利目の区分 株主資本 21 養行日 - 12 優益棚房の有無 なし 13 その日付 - 14 儀送者を可能よずる特約の有無 なし 15 村の開業団が貼り対よびその保護金額 - 16 任意保護可能日のうち初回保護可能日以外のものに関する概要 - 16 任意保護可能日のうち初回保護可能日以外のものに関する概要 - 17 配当半又は利果の支払 変動 18 配当半又は利車のの支払 変動 19 配当半又は利車の受払 変動 10 配当半又は利車の金 変数 21 ステップ・アップ・ネップ・アップ・ネップ・スップ・スップ・スップ・スップ・スップ・スップ・スップ・スップ・スップ・ス	5		普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額			
日ご茂本に係る基礎項目の順に算入された額 222、089百万円 単体自己資本比率 212、720百万円 額面配額 7	6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社名古屋銀行			
連結自己資本比率	7	銘柄、名称又は種類	普通株式			
単体自己資本比率 212.720百万円 動面総額 一 表示される科目の区分 連絡資借が照表 株主資本 単体資借が照表 株主資本 11 条行日 一 12 優遇期限の有無 なし 13 その日付 一 14 優遇等を可能とする特約の有無 なし 15 初回環境の能とする特約の有無 のし 16 任意優遇可能日及びその保護金額 一 17 配当車又は利息の支払 一 17 配当車又は利息の支払 変勢 17 配当車又は利息の支払 東島等産の配当又は利息の支払 19 配当等停止条項の有無 株主総会で決定 19 配当等停止条項の有無 まし 20 剩余金の配当又は利息の交払の停止に係る発行者の裁量の有無 なし 21 たの利素の資本調達手段への転換に係る発育の有無 なし 22 未配当の身へ金又は未払の利息に係る発育の有無 なし 23 性の種類の資本調達手段への転換に係る特的の有無 なし 24 転換に係る発育の裁量の有無 一 25 転換に係る発育の裁量の有無 一 26 転換に際して交付される資本調達手段の発育 一 30 元本の削減に係る特勢の有無 なし 31 元本の削減に係る特的の有無 なし 32 元本の削減に係る特的の有無 なし 33 元本の削減に係る特的の有無 なし 34 その概要 一本の機要 一 34 その他更 一本の	8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額				
9 額面総額 一 表示される科目の区分 株主資本 単体資槽対照表 株主資本 単体資槽対照表 株主資本 11 発行日 一 12 優遇開限の有無 なし 13 その日付 一 14 優遇等そ可能とする特約の有無 なし 15 初回侵還可能日及びその償還金額 一 16 任意侵還可能日及びその償還金額 一 16 任意侵還可能日のうた初回侵還可能日以外のものに関する概要 一 17 配当率又は利息の支払 変動 18 配当率又は利息の交社 変動 19 配当等体止条項の有無 なし 20 剩余金の配当以は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 なし 21 ステンプ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蒸燃性を高める特約の有無 なし 22 未配当の剥余金又は未払の利息に係る累積の有無 なし 23 他の程拠の資本調達手段への転換に係る特約の有無 なし 24 転換が生にる場合 一 25 転換に際して交付される資本調達手段の種類 一 26 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 一 27 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 一 28 転換に際して交付される資本調達手段の第一 一 31 元本の削減が生じる範囲 一 32 元本の削減が生じる範囲 一 34 不の削減が生じる範囲 一 34 実験性の手段 一 35 検別をのの者を有する他の種類の資本調達手段の分表で表している機 <td></td> <td>連結自己資本比率</td> <td>222, 089百万円</td>		連結自己資本比率	222, 089百万円			
表示される科目の区分 連結資信別服表 株主資本 株主資本 株主資本 単体資信別服表 株主資本 株主資本 株工資本 株工资本 株工资本		単体自己資本比率	212, 720百万円			
連結貸債対照表 株主資本 11 発行日 一 12 償選期限の有無 の日付 13 その日付 一 14 償還等を可能とする特約の有無 なし 15 初回侵還可能日及びその侵還金額 一 特別早期侵還特約の対象となる事由及びその侵還金額 一 16 任意侵還可能日のうち初回侵還可能日以外のものに関する概要 一 割余金の配当又は利息の支払 変勢 17 配当率又は利率の権別 変動 17 配当率又は利車の権別 変し 18 配当率又は利車の権別 なし 20 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 なと 21 えテップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う截然性を高める特別の有無 なし 22 未配当の剩余金又は未払の利息に係る特約の有無 なし 23 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 なし 24 転換が生にる場合 一 25 転換の配車 一 26 転換の範囲 一 27 転換に係して交付される資本調達手段の負債項 一 28 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 一 30 元本の削減が生じる場合 一 31 元本の削減が生じる場合 一 32 元本の削減が生じる場合 一 33 元本の削減が生じる場合 一 34 その概要 一 34 子の概算が生じる場合 一 35 飲食のの名外の名外の名様のの名様のの名様のの名様のの名様のの名様のの名様のの名様のの	9	額面総額	_			
単体質情対限表 株主資本 11 発行日 一 12 優遇期限の有無 なし 13 その日付 一 14 優選等を可能とする特約の有無 なし 15 初回償還可能日及びその償還金額 一 16 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 一 17 配当率又は利息の支払 要動 18 配当率又は利率の種別 変動 19 配当率又は利率の有無 株主総会公決定 20 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 完全報量 21 太テップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 なし 22 未配当の剩余金又は未払の利息に係る景積の有無 なし 23 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 なし 24 転換が生じる場合 一 25 転換の範囲 一 26 転換の比率 一 27 転換に際して交付される資本調達手段の通標類 一 28 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 一 29 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 一 30 元本の削減が生じる場合 一 31 元本の削減が生じる場合 一 32 元本の削減が生じる範囲 一 33 元本の削減が生じる範囲 一 34 その概要 一 35 廃れ首のの名称が生じる情報の資本調達手段の3ち、最も今後的内容を有するものの報告するものの報知を持てる場のの事業 より後債 36 非然のの不満年額 ・ <	10	表示される科目の区分				
11		連結貸借対照表	株主資本			
12		単体貸借対照表	株主資本			
13	11	発行日	_			
14 (構選等を可能とする特約の有無	12	償還期限の有無	なし			
15 初回信選可能日及びその信選金額	13	その日付	_			
15 初回信選可能日及びその信選金額	14	信還等を可能とする特約の有無	なし			
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額						
任意價還可能日のうち初回價還可能日以外のものに関する概要			_			
割余金の配当又は利息の支払 変動 記当率又は利率の種別 変動 総 配当率又は利率 株主総会で決定 19 配当等停止条項の有無 なし 剥余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 完全裁量 ステップ・アップを利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特 なし おめの有無 なし なし なし なし なし なし なし な	16		_			
配当率又は利率 検主総会で決定 株主総会で決定 日当等停止条項の有無 なし 製余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 完全裁量 ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特 なし 未配当の刺余金又は未払の利息に係る累積の有無 なし 転換が生じる場合 っし 転換の近率 っし 転換の比率 っし 転換に際して交付される資本調達手段の種類 っし 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 っし 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 っし 元本の削減に係る特約の有無 なし 元本の削減に係る特約の有無 っし 元本の削減が生じる場合 っし 元本の削減が生じる場合 っし 元本の削減が生じる場合 っし 元本の削減が生じる場合 っし 元本の削減が生じる場合 っし 元本の削減が生じる場合 っし 元本の削減が生じる時間 っし 元本の削減が生じる時間 っし 元本の削減が生じる時間 っし 元本の削減が生じる範囲 っし 元本の世後前の有無 っし 元本の世後前の有無 っし 元本の世後前の有無 っし 元本の世後前の有無 っし 元本の世後前の有無 っし 元本の世後前の方記又は相互手続における債務の弁済苦しくは変更について優先的内容を有するものの名称又は種類 余財産の分充、最も劣後的内容を有するも 劣後債のの名称又は種類 余財産の分充、最も劣後的内容を有するも 劣後債						
18 配当率又は利率	17					
19 配当等停止条項の有無 なし 20 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 完全裁量 21 ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特 約の有無 なし 22 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 なし 23 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 なし 24 転換が生じる場合 25 転換の範囲 26 転換の比率 27 転換に係る発行者の裁量の有無 28 転換に際して交付される資本調達手段の種類 29 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 30 元本の削減が生じる場合 31 元本の削減が生じる場合 32 元本の削減が生じる範囲 33 元本回復特約の有無 なし						
20 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 完全裁量 21 ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 なし 22 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 なし 23 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 なし 24 転換が生じる場合 - 25 転換の範囲 - 26 転換の比率 - 27 転換に係る発行者の裁量の有無 - 28 転換に除して交付される資本調達手段の種類 - 29 転換に除して交付される資本調達手段の発行者 - 30 元本の削減が生じる場合 - 31 元本の削減が生じる場合 - 32 元本の削減が生じる場合 - 33 元本の削減が生じる場合 - 34 その概要 - 34 その概要 - 35 放後性の手段 - 36 非充足資本要件の有無 なし						
21 ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 なし 22 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 なし 23 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 なし 24 転換が生じる場合 - 25 転換の範囲 - 26 転換に除る発行者の裁量の有無 - 27 転換に際して交付される資本調達手段の種類 - 28 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 - 29 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 - 30 元本の削減に係る特約の有無 なし 31 元本の削減が生じる場合 - 32 元本の削減が生じる範囲 - 33 元本回復特約の有無 - 34 その概要 - 34 その概要 - 35 労後性の手段 - 36 非充足資本要件の有無 なし			<u> </u>			
22 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 なし 23 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 なし 24 転換が生じる場合 - 25 転換の範囲 - 26 転換の比率 - 27 転換に係る発行者の裁量の有無 - 28 転換に際して交付される資本調達手段の種類 - 29 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 - 30 元本の削減に係る特約の有無 なし 31 元本の削減が生じる場合 - 32 元本の削減が生じる範囲 - 33 元本回復特約の有無 - 34 その概要 - 34 劣後性の手段 - 35 放発対産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 お後債 36 非充足資本要件の有無 なし		ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特				
23 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	22		†?!			
24 転換が生じる場合 - 25 転換の範囲 - 26 転換の比率 - 27 転換に係る発行者の裁量の有無 - 28 転換に際して交付される資本調達手段の種類 - 29 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 - 30 元本の削減に係る特約の有無 なし 31 元本の削減が生じる場合 - 32 元本の削減が生じる場合 - 33 元本回復特約の有無 - 34 その概要 - 34 その概要 - 34 劣後性の手段 - 35 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するもの名称又は種類 劣後債 36 非充足資本要件の有無 なし						
25 転換の範囲			-			
 転換の比率 転換に係る発行者の裁量の有無 転換に際して交付される資本調達手段の種類 ・ 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 ・ 元本の削減に係る特約の有無 ・ 元本の削減が生じる場合 ・ 元本の削減が生じる範囲 ・ 元本の削減が生じる範囲 ・ 一 33 元本回復特約の有無 ・ 一 34 その概要 ・ 当後性の手段 ・ 労後性の手段 ・ 労後性の手段 ・ 対後性の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 非充足資本要件の有無 なし 			_			
27 転換に係る発行者の裁量の有無 - 28 転換に際して交付される資本調達手段の種類 - 29 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 - 30 元本の削減に係る特約の有無 なし 31 元本の削減が生じる場合 - 32 元本の削減が生じる範囲 - 33 元本回復特約の有無 - 34 その概要 - 34a 劣後性の手段 - 35 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有するものの名称又は種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 劣後債 36 非充足資本要件の有無 なし						
28 転換に際して交付される資本調達手段の種類 - 29 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 - 30 元本の削減に係る特約の有無 なし 31 元本の削減が生じる場合 - 32 元本の削減が生じる範囲 - 33 元本回復特約の有無 - 34 その概要 - 34a 劣後性の手段 - 35 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類のの名称又は種類 劣後債 36 非充足資本要件の有無 なし		***************************************	_			
29 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 - 30 元本の削減に係る特約の有無 なし 31 元本の削減が生じる場合 - 32 元本の削減が生じる範囲 - 33 元本回復特約の有無 - 34 その概要 - 34a 劣後性の手段 - 35 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 劣後債 36 非充足資本要件の有無 なし			_			
30 元本の削減に係る特約の有無 なし 31 元本の削減が生じる場合 - 32 元本の削減が生じる範囲 - 33 元本回復特約の有無 - 34 その概要 - 34a 劣後性の手段 - 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 劣後債 36 非充足資本要件の有無 なし			_			
31 元本の削減が生じる場合 一			4-1			
32 元本の削減が生じる範囲 - 33 元本回復特約の有無 - 34 その概要 - 34a 劣後性の手段 - 数余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 劣後債 36 非充足資本要件の有無 なし			-			
33 元本回復特約の有無			_			
34 その概要 - 34a 劣後性の手段 - 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 劣後債 36 非充足資本要件の有無 なし						
34a 劣後性の手段 - 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 劣後債 36 非充足資本要件の有無 なし						
残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 劣後債 36 非充足資本要件の有無			_			
35 的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 劣後債のの名称又は種類 36 非充足資本要件の有無 なし	34a	労後性の手段 	_			
	35	的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するも	劣後債			
37 非充足資本要件の内容 -	36	非充足資本要件の有無	なし			
	37	非充足資本要件の内容	_			

【第5回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)(グリーンボンド)】

	:自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要	4-A45-B46-
1	発行者	株式会社名古屋銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN JP364880APC3
3	準拠法	国内法
3a	外国法令に準拠する手段(その他外部TLAC調達手段に限る。)	
	規制上の取扱い	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入 に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る 取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社名古屋銀行
7	銘柄、名称又は種類	株式会社名古屋銀行第5回期限前償還条項 付無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣 後特約付) (グリーンボンド)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000百万円
	単体自己資本比率	10,000百万円
9	額面総額	10, 000百万円
10	表示される科目の区分	
İ	連結貸借対照表	負債
Ì	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2023年12月8日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2033年12月8日
14	「	あり
		2028年12月8日
15	初回償還可能日及びその償還金額	10,000百万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由が発生し、かつ当該事 由が継続している場合、金融庁の事前確認を 受けた上で、元本金額(一部は不可)を各社債 の金額100円につき100円で償還可能。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2028年12月8日以降に到来する利息支払日毎
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年1. 479%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	_
25	転換の範囲	_
26	転換の比率	
27	**A 探び 几年 転換に係る発行者の裁量の有無	_
	転換に除る発行有の裁重の有無 転換に際して交付される資本調達手段の種類	_
28		_
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無	84
31	元本の削減が生じる場合	当行について、実質破綻事由が生じた場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	_
34a	劣後性の手段	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先 的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するもの の名称又は種類	一般債務
!		
36	非充足資本要件の有無	なし

(契約内容の詳細)

各社債の金額	100, 000, 000円
利率	2023年12月8日の翌日から2028年12月8日まで 年1. 479% 2028年12月8日の翌日以降 6ヵ月日本円TIBOR+0. 829%
利息支払日	毎年6月8日、12月8日(銀行休業日の場合、前営業日)
実質破綻時免除特約	当行について実質破綻事由が生じた場合(内閣総理大臣が、当行について、預金保険法に定める①第二号措置もしくは第三号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、または、②特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合)、債務免除日(実質破綻事由が発生した日後、当行が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する日)において当行は本社債に基づく元利金の支払義務を免除される特約。
劣後特約	当行について破産手続開始、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始の決定(外国法に基づく同様の手続が外国において 行われる場合を含む)がなされた場合、元利金支払請求権は、上位債権(本社債に基づく債権及び本社債と実質的に同じ劣後特約またはこれに劣後する劣後特約が付された債権を除く全ての債権)の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金支払請求権の効力が発生する特約。

【劣後ローン】

	(劣後ローン) CCA:自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要				
1	発行者	株式会社名古屋銀行			
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	小人女任石口注纸门			
3	準拠法	国内法			
3a	外国法令に準拠する手段(その他外部TLAC調達手段に限る。)	四177亿			
Ja	規制上の取扱い				
	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算				
4	2022年3月30日までの期间における自己員本に係る基礎項目の観への昇 入に係る取扱い	-			
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係 る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額			
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社名古屋銀行			
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン			
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額				
	連結自己資本比率	20, 000百万円			
	単体自己資本比率	20, 000百万円			
9	額面総額	20,000百万円			
10	表示される科目の区分				
	連結貸借対照表	負債			
	—————————————————————————————————————	負債			
11	発行日	2022年12月9日			
12	償還期限の有無	あり			
13	その日付	2032年12月9日			
14	償還等を可能とする特約の有無	あり			
14	良座する可能にする15小1の円派				
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日:2027年12月9日 償還金額: 借入金元本の100%に経過利息を加えた額			
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由:税務事由又は資本事由が発生し、かつ 当該事由が継続している場合 償還金額: 借入金元本の100%に経過利息を加えた額			
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日: 2027年12月9日以降に到来する各利息支払 日毎 償還金額: 借入金元本の100%に経過利息を加えた額			
	剰余金の配当又は利息の支払	IDV CENT (OF TOTAL TIME THE CONTROL OF THE CONTROL			
17	配当率又は利率の種別	固定から変動			
18	配当率又は利率	年0. 65328%			
19	配当等停止条項の有無	なし			
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし			
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特	なし			
- 00	料の有無 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	<i>t</i> >1			
22		なし			
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 転換が生じる場合	なし			
24	1.00	_			
25	転換の範囲				
26	転換の比率				
27	転換に係る発行者の裁量の有無	_			
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	_			
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	_			
30	元本の削減に係る特約の有無	あり			
31	元本の削減が生じる場合	当行について、実質破綻事由が生じた場合			
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減			
33	元本回復特約の有無	なし			
34	その概要	_			
34a	劣後性の手段	契約上の劣後			
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先 的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するも のの名称又は種類	一般債務			
36	非充足資本要件の有無	なし			
37	非充足資本要件の内容	_			
		•			

(契約内容の詳細)

利率	2027年12月の利払日まで 年0. 65328% それ以降 6ヵ月日本円TIBOR+0. 51873%
利息支払日	毎年6月9日、12月9日(銀行休業日の場合、翌営業日)
劣後特約	当行において、劣後事由(①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続(簡易再生・同意再生を除く)開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、④解散命令、解散に関する株主総会決議、その他会社法の定める清算事由が発生しその状態が継続している場合、⑤日本法によらない破産手続開始、民事再生手続開始しくは会社更生手続開始の決定又は外国においてこれらの手続に準ずる手続開始の決定がなされかつ当該手続きが継続している場合)が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約。
資本事由による 特別任意償還特約	資本事由(自己資本比率規制等の変更又は改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合)が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前の確認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由(税制の変更又は改正等により、発行者の法人税算定上、前述の劣後債務に係る利払いが損金と認定されなくなった場合など)が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前の確認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約。
任意償還特約	金融監督当局の事前の確認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日(発行から5年を経過した日以降の各利払日)に、発行者が任意償還できる旨の特約。
実質破綻時債務免除特約	当行について、実質破綻事由(内閣総理大臣が、当行について①第二号措置もしくは第三号措置(預金保険法第102条第1項第2号、第3号において定義される意味を有するもの。)、または②特定第二号措置(同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有する。)を講ずる必要があるとの認定ないし特定認定を行った場合)が生じた場合、その生じた時点から債務免除日(実質破綻事由が生じた日後10営業日を超えない範囲で当行が金融庁その他監督当局と協議の上決定する日)までの期間中、元利金の支払請求権の効力は停止し、元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当行は元利金の支払債務の全額を免除される旨の特約。